

さぬきこどもの国島の子応援事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、島しょ部の児童がさぬきこどもの国を利用することにより、児童に大型児童館の良さを体験する場を提供し、児童の健やかな成長に寄与するとともに、さぬきこどもの国の利用を促進することを目的とする。

(支援対象)

第2条 香川県内の島しょ部に所在する保育所、幼稚園、こども園又は、小学校（以下「保育所等」という。）の児童とする。

(支援対象経費)

第3条 支援対象経費は、対象児童が所属する保育所等が実施するさぬきこどもの国を目的地とする遠足等に要する交通費とし、支援は各保育所等につき、原則年1回とする。

(支援内容)

第4条 補助率は、バス借上費、フェリー航送費又はその他の経費のいずれかの2分の1以内とする。ただし、交付額は、バス借上費については、利用する車両1台当たり3万円を限度とし、フェリー航送費又はその他の経費については、3万円を限度とする。

(手続き)

第5条 支援を希望する保育所等は、遠足等を実施しようとする日の3か月前までに「さぬきこどもの国団体利用申込書(様式1)」及び必要に応じて「さぬきこどもの国有料施設利用料金免除申請書(様式2)」をさぬきこどもの国園長（以下「園長」という）に提出し、その確認を受けなければならない。

2 前項の確認を受けた保育所等は、「さぬきこどもの国来園者支援交付金申請書(様式3)」を園長に提出し、承認を受けなければならない。（承認した様式3を返戻）

3 前項の承認を受けた保育所等は、遠足等の実施後2か月以内に「さぬきこどもの国来園者支援交付金請求書(様式4)」により、前項の承認された額を園長に請求するものとする。

(交付)

第6条 園長は、前条第3項の請求があったときは、内容を審査のうえ、適正と認めたものについて、「さぬきこどもの国来園者支援交付金交付決定通知書(様式5)」により通知し、速やかに支援交付金を交付するものとする。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。